

令和6年度鶴見区区政会議 第2回こども教育部会 会議要旨

1 日時 令和6年11月20日(水) 午後7時00分から午後7時41分

2 場所 鶴見区役所 3階 302会議室

3 出席者

(委員)

西岡部会長、石本副部会長、段野委員、西山(真)委員、宮城委員、吉永委員

(鶴見区役所)

木村政策推進担当課長、上原教育担当課長、市橋子育て支援担当課長、

仲田総務課政策推進担当課長代理、

後藤市民協働課長代理兼教育委員会事務局総務部教育政策課鶴見区教育担当課長代理、

永田保健福祉課子育て支援担当課長代理、齋藤市民協働課担当係長、

黒田市民協働課担当係長兼保健福祉課担当係長、谷口保健福祉課担当係長、中川保健福祉課担当係長

4 議題

(1) 令和7年度鶴見区運営方針(素案)について

(2) その他

5 議事要旨

(1) 令和7年度鶴見区運営方針(素案)について

事務局から、「令和7年度鶴見区運営方針(素案) 独自様式」(資料1)に関する説明を行い、委員からの意見等及び事務局からの回答の概要は次のとおり。

- ・ 虐待やネグレクトなどに関して、直接、区役所へ問い合わせなどはあるのか。
⇒ 近隣住民、保育園等から区役所やこども相談センターへ相談や通告があります。なお、昨年度の当区への通告は61件でした。
- ・ 地域の小学校の管理職と話しをする機会があり、区役所からの支援は学校にとって非常に助かっていると聞いたので、お伝えしておく。
- ・ 「個別指導つるみ塾」について、今後、区内全ての小中学校に展開していく予定はないのか。また、民間が運営している塾とは指導内容は異なるのか。
⇒ 開講に至るかどうかは学校の意向次第であり、令和7年度に新規にて開講希望があったのは榎本小学校のみでした。また、「個別指導つるみ塾」はいわゆる進学塾ではなく、学校の宿題や復習を通して学習の定着等を意図しています。
- ・ 児童虐待防止に係る取組では、ヤングケアラーへの対応は含まれているのか。
⇒ ヤングケアラーについては、学校に働きかけを行っており、実際に学校からの相談も多くあります。11月の「児童虐待防止推進月間」では、虐待防止のみならずヤングケアラーに関する啓発

も行っています。また、大阪市の取組として、ヤングケアラーがいる世帯等を対象とした「家事・育児訪問支援事業」を令和5年10月から実施しており、当区では5世帯に対して家事支援を実施した実績があります。

(2) その他

事務局から、第3回部会終了後に開催予定の「令和6年度 勉強会・意見交換会」(机上配付資料)に関する説明を行い、委員からの意見等の概要は次のとおり。

- ・ 成果指標の妥当性について、この間、いろいろ議論がなされており、区役所が設定している指標は適切と考えているが、疑義を指摘された場合は、運営方針に掲載していない関連データ(実数)を示したうえで補足説明し、取組の成果や評価結果に対して賛同を得られるよう努めるべきである。

6 会議資料

(1) 次第

(2) 令和7年度鶴見区運営方針(素案) 独自様式(資料1)

(3) 令和6年度 勉強会・意見交換会でのテーマについて(机上配付資料)